

平成 27 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第10回臨時会 10月14日 開 会
10月14日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 27 年 10 月 14 日（水曜日）

第 10 回南三陸町議会臨時会会議録

平成27年10月14日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町長	最知	明広 君

総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携 推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間三津也君
建設課長	三浦孝君
危機管理課長	阿部明広君
復興事業推進課長	糟谷克吉君
復興市街地整備課長	小原田満男君
上下水道事業所長	及川明君
総合支所長兼 地域生活課長	及川庄弥君
公立志津川病院 事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	三浦勝美君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	佐藤修一君
生涯学習課長	菅原義明君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤孝志
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤辰重

議事日程 第1号

平成27年10月14日(水曜日)

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 議案第136号 南三陸町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 6 議案第137号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 7 議案第138号 財産の取得について
 - 第 8 議案第139号 字の区域の変更について
 - 第 9 議案第140号 字の区域の変更について
 - 第10 選任第 1号 常任委員の選任
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

朝夕めっきり寒くなってまいりました。体調管理をしっかりとさせていただきたいと思えます。

本日も臨時会、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第10回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、1番後藤伸太郎君、2番佐藤正明君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成27年第10回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

平成27年第9回臨時会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、まちなか再生計画の認定についてご報告を申し上げます。

まちなか再生計画につきましては、復興庁に認定の申請をしておりましたが、10月2日に無事認定を受けることができました。その計画内容は、震災前においてにぎわいの拠点であった低地部の土地に志津川地区11.7ヘクタール、歌津地区1.2ヘクタールの計画区域を設定し、両地区に商業施設や交流施設等を配置することで、安心・安全かつにぎわいのあるまちづくりを推進しようとするものであります。

この計画に基づき、志津川地区には32店舗が出店する商店街を整備するほか、国道45号と国道398号との交差点付近に地域交通の拠点施設を整備する予定であります。

また、歌津地区には、国道45号沿いに8店舗が出店する商店街を整備する予定としており、その隣接する場所には県漁協歌津支所も立地が予定されるなど、地域交流の中核としての機能が期待されるところであります。

今後は出店者、町、商工会、地元金融機関等が出資し設立した株式会社まちづくり未来が中小企業庁所管の商業施設等復興整備補助金の申請を行い、両地区の商業施設の建設、運営を行うこととなります。

次に、戸倉小学校の落成式についてご報告を申し上げます。

10月4日に開催いたしました戸倉小学校落成式には、議員皆様にご臨席を賜り、まことにありがとうございました。

震災発生から4年半という時間はかかりましたが、おかげさまで新しくなった戸倉小学校に子供たちを迎え入れることができました。これまでご理解とご協力を賜りました保護者の皆様、地域の皆様、そして戸倉小学校を支え続けてくださいました全ての皆様に対しまして、改めて感謝を申し上げます。

現在、子供たちは移転後の混乱もなく、広い校舎や校庭で勉強や運動に伸び伸びと取り組んでいるとのことであります。学校生活を思う存分に楽しみながら、健やかに成長してほしいと願うところであります。

今後も安心・安全で質の高い教育環境の整備に努めてまいり所存でありますので、ご理解と

ご協力をお願い申し上げます。

次に、九州の2市との間の災害時相互応援協定の締結について、ご報告を申し上げます。

震災発生後、当町に対し、これまで職員派遣等の多大なご支援、ご協力をいただいている佐賀県多久市、鹿児島県伊佐市の両市を10月6日及び9日にそれぞれ訪問し、災害時相互応援協定を締結いたしました。当町と県外市町村との協定締結は、平成18年の山形県庄内町、平成26年の長崎県南島原市と合わせて4団体となりました。今回のような遠隔地の団体との協定締結は、東日本大震災のような大規模災害の発生時においては有効であり、かつ非常に心強いものであると考えております。今後は、この協定が円滑に運用されるように協定相手方との連携、調整を密にしていきたいと思いますと考えております。

次に、F S C（国際森林認証制度）によるF M認証（森林管理認証）の取得について、ご報告を申し上げます。

F M認証の取得に向けては、民間林業経営者と町で組織する南三陸町森林管理協議会が主体となり、認証審査機関に対する認定申請の手続きを進めてまいりましたが、このたび10月7日付で認証を取得したものであります。

この認証は、ある特定の森林区域において基準を満たす管理がされていることを認証するものであり、認証取得により森林の適切な管理が評価され、生産された木材にF S C認証材という付加価値が生まれることにより、南三陸産材のブランド化につながるものと考えております。

5年後に開催される東京オリンピックでは、木造建築物にF S C認証材が使用されると聞いております。その供給についても視野に入れ、今後建設を予定している公共建築物へのF S C認証材の積極的な活用などを通じて森林環境の保全や、林業振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時05分 休憩

午前10時59分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）な

いようでありますので、これで工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第136号 南三陸町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第136号南三陸町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第136号南三陸町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、南三陸町地域包括支援センターの位置を12月に完成する総合ケアセンター南三陸へ変更したため、南三陸町地域包括支援センター条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第136号南三陸町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

議案書の2ページの改正文及び議案関係参考資料3ページの新旧対照表をごらん願いたいと思います。

本案につきましては、町長から説明ありましたとおり南三陸町地域包括支援センターの位置につきまして、現在業務を行っております南三陸町役場仮庁舎の所在地、志津川字沼田56番地2になりますが、ここから今月末に完成いたします総合ケアセンター南三陸の所在地、志

津川字沼田14番地3に変更するものであります。

なお、実際の業務の開始の日は12月中旬を予定してございます。

以上、細部説明といたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
3番及川幸子君。
- 3番（及川幸子君） ただいまの条例改正案は所在の変更なんですけれども、それに関連して包括センターの仕事と病院との関連です、仕事のつながり、関連をどのように今後、大事なセクションです、包括支援センターの仕事は。その辺をどのように考えているかをお聞かせください。
- 議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（三浦 浩君） ご存じのとおり、地域包括支援センターにつきましては、その業務として1つは介護予防のケアプランをつくるということ、それから地域支援事業、介護予防事業を行っている、2つの面があります。こういった事業につきましては、今後も医療と連携をしながら介護予防を進めていかなければいけませんので、今まで同様に施設が近くなるだけではなく、今まで同様、それ以上に連携を持って今後進めてまいりたいと思っております。
- 議長（星 喜美男君） 及川幸子君。
- 3番（及川幸子君） 利用者さんの病院との連携、例えばレセプトとか、医師との在宅、訪問介護との連携、その辺は前回病院内の新しいシステムでそれを連動させるという話を聞いたんですけれども、その辺もう一度確認をお願いします。
- 議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（三浦 浩君） システムの連携、レセプトにつきましても必要な部分につきましては当然に共有をしながらやっていく必要があると思っておりますが、いろいろなレセプトと申しますと情報が入っておりますので、プライバシーにかかわる部分につきましても共有することがありますので、そういった面も気をつけながら、今までとにかくやってきたことは行ってまいりますし、それ以上に連携を持った体制で臨んでいきたいと、そのように考えております。
- 議長（星 喜美男君） 病院事務長。
- 公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 現在、病院と保健福祉分野関係で地域包括ケア会議ということで、毎月の第3木曜日、患者さんの情報共有の観点から、こういった患者さんが

どこにいて転院するとか、そういった情報の共通の認識の場というものを設定してごさいます。

それで、施設から入所するであるとか、この人が新しく介護認定したとかという情報を共有しながら患者さんがサービスを滞りなく受けられるような、そういう連携会議も開催しておるといふことで、それを活用しながら満遍なく回してまいりたいと考えてごさいます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 新しい病院なので、電子カルテなども入ると思うんですけども、その辺の共有はどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 電子カルテ、現段階での総合ケアセンターとの端末の配置等につきましては、今の段階では検討しておるといふことで、それは個人情報がありますから、その辺に十分注意をした段階でどのようなセキュリティーを考えた段階での設置、セキュリティーを考えて設置していく可能性を今追求しておるといふことでごさいます。まづもって、最初には包括ケア会議で情報共有した上におきまして、あとは端末の活用の仕方は現在協議しておるといふところでごさいます。

○議長（星 喜美男君） ほかにごさいますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第136号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第137号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第137号工事請負変更契約の締結についてを議題いたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第137号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、戸倉地区及び長清水・寺浜地区、防災集団移転促進事業並びに戸倉地区災害公営住宅整備事業の造成工事に係る工事請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、議案第137号工事請負変更契約の締結について、細部説明をさせていただきます。

議案書3ページに記載のとおり、契約の目的は平成25年度防災集団促進事業・災害公営住宅整備事業及び戸倉小学校災害復旧、戸倉団地外、造成等工事、防集・災害公営住宅でございます。

当初の契約金額に対しまして2億4,304万3,200円を増額し、変更後の金額を35億9,979万1,200円とするものでございます。

当該工事は、防集事業におきます戸倉地区団地外2団地と災害公営住宅用地の造成、合わせて14.1ヘクタールを造成しているものでございます。平成28年3月25日を完成目標として工事を進めているところでございます。

今回の主な変更でございますが、敷地造成工事におきまして軟岩、硬岩の掘削量の増加、のり面工、仮設工及び擁壁工の増設、公園施設の設置費などの増額でございます。これら増額金額から掘削残土の運搬距離短縮による減額分などを整理した金額が増額となったものでございます。

請負金額との対比としましては、7.2%の増額ということになります。

工事全体の進捗状況は、9月末日現在でほぼ計画どおり進捗しているところでございます。一日も早い引き渡しに向け、今後も工事を進めてまいりたいと考えております。

議案関係参考資料の4ページには変更の仮契約書を載せてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの増額の要因というのが、擁壁、あるいは公園ということをお話されましたけれども、公園は最初からなかったものなのか、それから擁壁はどのように変更があったのか、最初から擁壁も計画の中にあっただけではなかろうかと思われましても、その辺詳しくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） まず、公園でございますけれども、公園は当初から予定をされております。今回増額になったものは、公園内のトイレ、あずまや、駐車場を新たに設置するという事で増額となっております。

それから擁壁工につきましては、宅盤の見直し等がございます、それらに伴う分で増額になったというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 公園に最初からトイレとか、あずまやとか、住民の声を聞かなかったんですか。最初は計画になかったんですか。その辺お願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 当初は公園ということで造成してございまして、議員がおっしゃるとおり地域の方々と協議を重ねた結果、トイレ、あずまや、駐車場が必要だということで今回変更に取り込んだものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、平成25年度の当初計画には入ってなくて、その後住民との話し合いによってそういうものが要求されてきて、今回の補正に至ったという理解でよろしいですね。（「はい」の声あり）はい、了解しました。

○議長（星 喜美男君） 4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 毎回言っている質問なんですけれども、岩が出たということのようなんですけれども、最初の地質調査でこれが本当にわからなかったのかということと、それから今ほかでやっている造成工事で同じようなことが今後起こらないのかどうか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 当初の予定では、およそ80万立米、掘削土が出るということで、40万立米をやわらかい土砂ということで見積もっております。それから、軟岩を40万立米ということでスタートしております。その後、一部から硬岩が8万7,000立米ほど出まし

て、それから軟岩につきましても、40万が60万立米となってございます。これらを精査した結果、この部分で2億7,000万円ほどの増額となっております。

それから、ほぼほぼ浜防集につきましては造成工事が終了してございますので、3月の工期終了前に精査をして、変更があれば変更契約の議案として上程したいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、また同じようなことはあり得るということで補正をすると、可能性はあるということですね。

やっぱり今の測量技術で岩が本当にわからなかったのかというのが常に疑問があるんですけども、その点お伺いしたいと思います。

それと、西団地はもう終わっているんでしょうか。まだあそこで硬岩が出るという可能性はないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 造成前の測量での硬岩の測量につきましては、十分に測量はしたと思うんですが、測量し切れなかった部分が今回出たということでございます。浜々防集、ほぼ宅盤ができ上がってきておりますので、岩による変更というのは今のところないものと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 西団地ということでございますので、志津川西団地のことだと思って、西団地の東工区、西工区ともに岩は出てございます。それも軟岩のほかに硬岩も出てございます。今何立米ほど出ているかというのはちょっと手元に数字はございませんが、出てございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、また新たな補正という可能性もあるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 当初想定していたところと違う軟岩から硬岩というふうになれば、やっぱり増額という形になるかと思ってございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 先ほどの説明では減額もあったと、減額ね。減額もあれば幾らぐらいの金額の減額があったのか。減額の内容は何なのか。これは議会に示す必要あるんですよ。どこをどう減額したというのをね。こちらに示す必要がある。議案の変更は、議決を得たもの

は必ず議決を得なければ変更できないんですよ。減額も何も。ただ、何でもつくる上で、プラス・マイナス、このぐらい足りないから足したと、そんな説明はないんですよ。その辺はつきりしてもらって。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 失礼いたしました。

それでは、主な変更内容についてご説明を申し上げたいと思います。

掘削工におきまして、2億7,800万円の増額。それから土砂運搬、当初10キロ以上の運行距離で80万立米ほど見積もっていたものが、国道398号、それから防潮堤工事での流用が可能となりまして、距離数が減ったことで3億8,000万円ほどの減額。それから、防塵対策工ということで仮設工が1億円ほど。それから、擁壁工、のり面工で9,700万円の増。それから、公園、それから沖田地区整備計画で合わせて4,200万円。それから、共通仮設費、現場管理費等で9,500万円の増。差し引きいたしまして2億4,300万円の増額補正ということになってございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 減額の金額が非常に多額ですね。これは減額の議決が必要ではないんですか。さらに増額の議決も必要なんですよ。内容の動きが変更があった場合、しかも5億、6億ですよ、減額が。それは何ですか、担当課が簡単にそういう操作ができるんですか。私はできないと思いますよ。議決が絶対必要です、これは。減額議決が。その後こういう変更議決が必要になってくると。何もかにもそういうことになってくると中身の変更は自由にできるのかと、そういうものじゃないんです。前に説明したものと変わった場合は議決が必要なんです。しかも、ちょっとした軽微なものであればいいんですけれども、5億、7億、約8億ぐらいですか、減額が。はっきりちょっとわかりませんが、相当の高額な変更です。変更議決は必ず必要だと私はそのように思うんです。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。（「暫時休憩してください」の声あり） 暫時休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前11時41分 休憩

午後 1時09分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番議員への答弁が途中ですので、答弁の発言を許します。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 午前中に阿部議員から、議案の提案の仕方についてご指摘を頂戴いたしましたので、お答えいたしたいと思います。

議員各位ご承知のとおり、工事請負契約が議決対象となり得る場合は予定価格が5,000万円以上のものとしてございます。今回、変更契約として変更後の変更契約金額が約36億円と高額になるものですから、当然議決対象となります。前段ではこの部分をご説明申し上げたいと思います。

そこで問題となるのは、阿部議員ご指摘の減額する分と増額する分それぞれ別個の議決が必要ではないかということですが、例えば、減額する工事と増額する工事、これに相当の時間的な開きがある場合、そういった場合には変更設計もそれぞれ分離して行いますので、議案提案もそれぞれ分離して議決をいただくことになると考えられますけれども、これまでの防集の変更契約と同様に全体工事の進捗の中で総合的に調整して増額する工事、減額する工事を一本の設計において進めておまして、そしてこの変更設計のもとの工事請負契約の変更議案となりますので、結果、1つの議案で問題はないということになります。

あくまで議決対象になるかならないかは工事の内容ではなくて、自治法上は変更後の契約金額が5,000万円を超すか超さないかが判断基準となりますので、ご理解を頂戴したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） その減額は5,000万円以上でしょう、減額の金額が。そういうことであれば減額議決が必要だと、私はそう言っているんです。何億ですか。とにかく工事の内容の変更、金額の変更、5,000万円なら5,000万円という決まりがありますから、その場合はそういう議決の必要があるんですよ。

まあ、ないということであれば、もし後で、何回も私経験したんだ歌津でも、やっぱり当局はこれでいいんだ、これで間違いないと、しかし後でやっぱりあのときはうまくなかったという結果が出て、責任問題まで発展したこともありますよ。

私は今の説明では納得がいきませんので、それだけは指摘しておきますよ。納得がいきません。とにかく原則は議決した内容あるいは金額がそれなりの変更があった場合は変更議決、それは仕事の内容ですから、その内容の変更、金額の変更、まあいいでしょう、5,000万円という金額であれば、5,000万円。5,000万円以下であればいいかもしれません。そこまでは。私のほうでは調べていない。ただ、今その金額を聞いて、減額金額が非常に大きい。今の答弁ではとにかく私は納得がいきません。それで進めるなら進めて結構ですけども、私はわ

かりましたということは、自信を持って私はそれは言えませんから。まあ、いいですよ、進めるなら進めるで、それでいいですよ。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 最初に契約の内容、設計の内容に5,000万円以上の動きがあっても問題がないと申しあげましたのは、議会での議決対象になる部分については、あくまでも変更後の契約金額が5,000万円を超すか超さないかということでございまして、設計内容で5,000万円以上が動くから議決が必要という形ではございません。

例えば極論を申しあげますと、増額する工事が1億、減額する工事が1億だった場合、本契約の金額は動かない場合もございまして。そういった場合は設計の変更はございましてけれども、結果議決の対象にはならないという形になりますので、その部分でお含みおきをいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 水かけ論になりますから私はこれでやめますけれども、私は今の説明では納得がいかないということでもあります。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私は1点だけ伺いたいと思います。増額して、戸倉地区の造成が36億円ということですが、以前も聞いた気がするんですけども、戸倉団地の分はどのぐらいの割を占めているのか、まず第1回目に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 戸倉団地につきましては、7割ほどの配分になっております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 7割ということで、相当な金額なんですけれども、そこで1点だけ伺いたいのですが、先日、戸倉小学校の開校式がありまして、私もそれ以前に一、二度上がって見たんですけども、大分造成も進んできて、1つ伺いたいののは、宅地が北向きの家になってしまうような宅地がちょうど入り口のところで、あそこはどのような感じで造成したのか、そのことを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 小学校の入り口付近ということで……（「前の上り口」の声あり）下のほうの段々になっているところでしょうか。（「はい、左のほうの一番海に近い」

の声あり) 海に近いところですね。そこは地形の問題もございまして、傾斜に合わせた造成になってございますので、段々ということで北向きになったということでございます。

○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。

○6番(今野雄紀君) 段々はいいんですけれども、あそこはもう多分こっち黒崎のほうが見えるようにしか家を建てられないと思うんですが、それだと北向きになると思うんですけれども、それで戸倉地区のまちづくり協議会さんなり、家を建てる方たちが納得しているのかどうか、その点を確認させていただければと思います。

○議長(星 喜美男君) 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長(糟谷克吉君) 造成に当たりましては、当初から地域の方々と図面をもとにいろいろ協議をしてきてございます。それで、ほぼほぼ宅盤も出てまいりまして、図面において手前の部分の段々の部分についても位置関係をお示しして協議を続けてきておりますので、ご理解をいただいているものと思っております。

○議長(星 喜美男君) ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番(三浦清人君) 震災復興予算ということで、一つの工事額、今回は三十数億円、年間の予算も600億円、あるいは800億円というような数字が出ておまして、この2億、3億の額という大したことないような感覚がとられがちなんですよね。震災前に2億、3億の工事といったらもうとんでもない工事で、いろいろと説明資料も図面などを出して、そしてこういう状況で工事をしますなどといろんな図面で説明したんですが、今回もこれ2億4,000万円の増額ということで、やはり本来はそれなりの説明資料も必要だったんじゃないかなと。それから課長に質問して、それではと3回目ぐらいでやっと内容説明するなんていう、それではちょっと、最初からこういう内容でもって、これだけの工事増額になりましたよというような説明の仕方が大事なかなと思っていますので、できれば岩の増量、40万から60万立米になったんですか、それから減額になった距離の問題も含めて、どういったことでそれだけの額が距離的なことで減額になったのかということもやっぱり詳細に説明しないと、震災でごたごたしていたから一々そんなことやっていられないという気持ちもわかりますが、2億とか3億の予算ですから、大変な金額ですので、そういうことで考えておりますが、いかがですか、その辺のこれからの考え方。

○議長(星 喜美男君) 総務課長。

○総務課長(三浦清隆君) まさに三浦議員ご指摘のとおりと感じてございました。説明資料が足りなかった部分は否めない事実と思っております。次からの議案調製に当たっては、細

心の注意を払って取り組んでまいります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第137号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第138号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第138号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第138号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、総合ケアセンター南三陸に係る事務備品等を購入するに当たり、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第138号財産の取得について、ご説明を申し上げます。

議案関係参考資料の5ページをごらん願いたいと思います。

本案は1の業務名にありますとおり、総合ケアセンター南三陸の事務用備品等の購入業務でございます。

3の業務概要といたしまして、総合ケアセンターの事務室、応接室、相談室、ロビー等の管

理用備品ということになります。

契約方法、見積徴収の結果につきましては記載のとおりでありまして、納品期限は11月18日としております。

次の6ページに備品の内訳を載せてございます。事務用デスク、椅子、システム収納など、全部で509個の備品を購入するものであります。

以上、細部説明といたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第138号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第139号 字の区域の変更について

日程第9 議案第140号 字の区域の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第139号字の区域の変更について、日程第9、議案第140号字の区域の変更について。

お諮りいたします。

本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論・採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第139号及び第140号字の区域の変更についてをご説明申し上げます。

本2案は、字の区域を変更するに当たり地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 本案につきましては、防集団地の造成に伴いまして字の区域を変更したいというものでございます。

議案書の6ページ、それから8ページにそれぞれの団地の新旧の字の名称が載っております。説明につきましては、参考資料を使います。8ページから9ページにかけてごらんいただきたいと思えます。

1カ所目は、志津川西団地の西工区でございます。

図のとおり、この団地は廻館と田尻畑の2つの字が存在してございます。9ページのように、造成後は田尻畑側の6つの区画が2つの字にまたがってしまうというケースになりますので、これを廻館の1つの字とするものでございます。

2点目が歌津中学校の上団地でございます。

12ページの変更前後の図面をごらんください。ここは団地の造成前は峰畑と吉野沢の2つの字だったものを、変更後の図のように伊里前の字1つにするものでございます。

13ページは、団地の配置と字の境界線を示したものでございます。

2つの議案とも字変更の理由でございますが、志津川、伊里前ともに防集事業という非常に大きな事業によって土地の形状が変わるということが一番でございます。それと、地域の方々の要望ということもございまして、それに沿うという形でございます。あわせて、地域コミュニティへの配慮、あるいは内外的にもあの場所を見て字というものが客観的にわかりやすくするというような考え方でございます。

以上、細部説明でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 1点ですね。どういう理由なのかちょっとお伺ひしたいんですけども、参考資料で説明したほうが良いと思うので、9ページかなと思うんですが、西団地の西工区、字界の変更後の赤いラインが直線的に道路に沿った形で変更線が引かれているんですね。

ただ、ごらんになっていただいでわかるように、工事の区域としては田尻畑側にのり面を切るという工事もありますので、工事全体としてはのり面も含んで西工区という形なのかなと思うんですね。ですが、道路で区切っているというところの理由ですね。参考までに13ページですか、中学校上に行くとのり面まで含んで変更しているわけですね。そこはこういった考え方の基準があったのかということをお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 今、担当課のほうに確認をしたんですが、9ページの西工区、西団地につきましては、かなりののりの面積が出るというところ、それから一方、歌津中学校の団地につきましては余り大きなのりにはならないということから、このような線の引き方にしたということだそうですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 済みません、ますますわからなくなっただけですけども、地図の縮尺の話でいうと9ページの図面のほうが大きいですから、面積で比べた場合に何平米違うんですかと質問された場合にどう答えるおつもりなのかというのは今思ったんですけども、今の答弁だと納得はできないというか、説明になっていないと思うんですけども、広さの問題なんでしょうか。字界を余り大きく変更すると、お互いの字同士での面積のやりとりが大きくなり過ぎると、そこに住んでおられる方々に影響が出るというようなことなのであれば、逆に工事区域は全部変更するんだよというルールのほうが明快なのかなと思います。こちらは道路で区切って、こちらはのり面も含むと、のり面を含んだほうがのり面を含んでも広くないからという話だと、基準をどこに置いて字というものを変更していくのかということがあちこちでばらばらになってしまう可能性があるのかなと思います。広いから、狭いからというのは主観が入ってくると思いますので、例えば何平米以上移動するのであればのり面は含むとか含まないとか、そういう話であればわかるんですけども、字界の変更線をどこに置くかということが即座にそこにお住まいの方々に大きな影響を与えるとは思わないんですけども、違う基準で設定されているということには違和感を覚えますので、そこをもう少し詳しく。担当課に聞いたところということですから、担当課の方に答えていただいたほうが良いと思います。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 今、議員さんからご指摘ありました件なんですが、基本的には例えば参考資料の9ページをごらんいただきたいんですけども、従前の字が黒い破線で表示さ

れているわけなんですね。ご存じのように、今回この字の変更を赤い線に持っていったという最大の目的というのは、今後、分譲もしくは貸し付けを受ける皆さんの中で、一部の区画においては仮に100坪の土地の上に2つの字がまたがるというようなことで、以前でしたら権利書に2つの土地の表示があったり、あるいは法務局において証明を取るにおいても本来なら1件で済むところが複数の証明を取ったりということで、いろんな弊害が出てくるわけなんですね。そういうことをなくすために、できたら土地の管理がしやすいようにということで、今回の字界の変更をしたわけなんです。

それで、字界の区域線をどこまで持っていくかというのは基本的にはいろいろ考え方がありまして、ただし、その考え方につきましては、こうしなければならないという根拠はないわけなんです。

今回、例えば9ページで書いてある廻館の例につきましては、たまたまその近辺に町が管理する道路があるということで、道路線まで字界を広げることによって土地の管理が個人の方の宅地がうまく管理できるということのみを考えた中で道路線まで持っていったということでございます。

もう一カ所の分につきましては、先ほど企画課長から答弁しましたように、たまたま周りののりが隣接するわけなんですけれども、ここにつきましては、のりの境界まで、のり尻までそんなに距離がないということで、いっそのこと今後のり尻まで広げたらどうかというふうな、具体的な根拠はございません。以上です。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 最初に確認したいんですけどもという話をしたのはまさにここで、これがどちらかがどちらだからどうだということはないと思うんです。ただ、根拠は地形を見てその都度当てはめて考えていくということが基準になっているんだよというご説明だと思うんですね。先ほど私が言ったような何平米以上は必ずそちら側に編入しなければいけないとか、そういう法的な根拠はないんだと。ないので、西団地と中学校上団地で別々の考え方をした結果、別々の引き方をしましたということでもいいんですよ。今のお答えでわかるんですけども、もう一つだけ。

西団地の西工区に関しては、私も近くにいる関係で多少地形をよく見に行ったりという機会があるので、降った雨の、山の頂上に近いところだったとたしか記憶しているので、流域が変わるという可能性があるのかなと思うんです。西工区の切り土する場合に余り山を切り過ぎると流域が変わってしまうので、のり面はこの程度に抑えたいというようなことが地元の

高台の検討会の中であつたと聞いていますので、であるならば、流域というのは多分のり面で今度は変わってくるものだろうと思いますから、そこは根拠に入らなかったのかということをお聞きしたい。

今のお話ですと、土地の整理上、この土地はどちらの字に入っているかということを確認するためだけに道路で割ったということですがけれども、のり面も含めないと流域という考え方を入れた場合には当てはまらないのかなと思うんですけれども、それは考え方としてあえて無視する必要があつたのか、もしくはそこは考える必要がないという判断をしたのか、そこだけ1点お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 1つの考え方として、議員さんがおっしゃっているように字界を考える中で、谷筋とかのり尻とかいろいろな考え方があるかと思うんです。基本的には結論から申しますと、我々がこういう字界の変更をするときに何に注意しているかといいますと、もともと変更前の区域内に、字の中に既存住宅があるかないかというのをメインにまず考えるわけなんです。といいますのは、字界を変更することによって既存住宅にお住まいの方の住所を変えてしまうと、結果的には住所を変えてしまうというふうな大きな問題が生じる可能性がありますので、そういう事案についてはかなりいろいろな形で検討を加えていきますが、例えば今回のように、繰り返しになりますが、通常ののりの部分での変更しか伴わないような部分については、議員さんがご指摘されたような内容まで我々のほうはそんなに考えていないというのが事実なんです。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 私も同じ質問なんですけれども、この黄緑の部分を字小森になるわけですね。それで何か不都合があるのかということなんですけれども、変えることはできないのか。（「小森じゃない」の声あり）右上のほうですね、のり面を斜めに切っている字界になってしまうようですので、むしろこれは黄緑を全部一緒にしても構わないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 今、4番議員さんがご指摘された土地につきましては、個人の権利が残っておりますので、一応そのまま字界変更せずにおいたという事情がございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体わかったんですが、私も。1つは提案理由なんですけれども、「団

地の外周を」とあるんですけれども、外周というのは全部入るんじゃないかと思うんですが、そのちょっと細かいことなんですけれども、例えば「団地の外周の一部を字界としたい」というか、そういう表現になるんじゃないかと思ひまして、そののころと、先ほど答弁あったように58の4の地権者ですか、そこの協議はどのようになされて、そのままでもいいということだったのか、地区の方たちとの協議というのはどういうふうに進められたのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 提案理由の「外周を」という部分につきましては、ご指摘のとおり表現上の問題ということで、今後も防集事業が各団地の中で出てまいると思ひますので、その際には適切な表現にするように努めてまいりたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 基本的には字界の変更につきましては、原則土地の所有者なりの同意は必要としないわけなんです。ただ、先ほど何回かの答弁の中で私が申しましたように、個人の住宅があるとか、生活の拠点があるような場合については、そういうことについて完全に無視するということではできませんので、大きな事案になりますので、了解をとるようにはしておりますが、直接字を変更するということになりましたら、どういう面で影響してくるかといったら、やはりそこで生活されている方の住所がどうなるかというのは大きなウエートになると思ひますので、それを中心に考えた結果、そこまで変更エリアに入れる必要があるかどうかというのはケース・バイ・ケースで判断させていただいているというのが実情でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体わかりましたけれども、それでは、このままにしていって何ら今後の生活に支障がないのかどうかだけ。例えばなんですけれども、この外周を草刈り等するときによどのような形になるのか、ここだけ残ってしまうということにはならないのかどうか伺いたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 基本的にはいわゆる団地の維持管理につきましては、字界関係なしにおのおのに町の所有物件であれば町が責任を持って管理するという管理規定がありますので、個人の土地についてまで町がそこに草刈り等をするにはできないと思ひますし、仮にのりが何かの災害によって崩壊するようなことがありましても、個人の土地にまで公費をつ

ぎ込んでの災害復旧はなかなかやりにくい部分もあると思いますので、そこはケース・バイ・ケースになろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。

ところで、このままだと行政区が変わるといふか、別になってしまうんじゃないかと思うんですけども、その点は大丈夫なのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今、工事真っ最中でございますので、当然住宅団地ができて災害公営住宅ができた段階で、一定の住民の生活本拠地として成り立っていくわけですけれども、一定の戸数が建った段階で調整はしなければならないと思うんですけども、いつぞやの議会でもご答弁を申し上げましたけれども、例えば行政連絡員の配置等で少ししのぎながら一定の住宅団地の形成が図られた段階で、行政区名は別にして、地域住民と協議をして新しい行政区という設置を図っていくという形になろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第139号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第139号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第140号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第140号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 選任第1号 常任委員の選任

○議長（星 喜美男君） 日程第10、選任第1号常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において、4番小野寺久幸君、6番今野雄紀君、7番高橋兼次君、14番三浦清人君、15番山内孝樹君、以上の5人は総務常任委員に、2番佐藤正明君、5番村岡賢一君、8番佐藤宣明君、10番山内昇一君、12番西條栄福君、以上の5人は産業建設常任委員に、1番後藤伸太郎君、3番及川幸子君、9番阿部建君、11番菅原辰雄君、13番後藤清喜君、以上の5人は民生教育常任委員にそれぞれ指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年第10回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 1時48分 閉会